

日野戸通第一五号
昭和二十七年四月二十八日

會支所長

係主任

戸籍係



管内支局長
市区町村長
中

藤澤市

受昭和廿七年五月一日
附第

65. 加藤府民署第四三八号
昭和二十七年四月十九日

法務局長
法務府民務局長
村 上 朝 一
地方 法務局長
中

平和条約に伴う朝鮮人、台湾人等に關する国籍
及び戸籍事務の整理について（一）

近く平和条約（以下單に条約という。）の発効に伴い、国籍及び戸籍事務に關しては、左記によつて整理されることとなるので、これを現了知の上、その取扱い建議の要いよう貴管下各支局及び市区町村に周知方取り計らわれたい。

記

第一 朝鮮及び台湾関係

- (一) 朝鮮及び台湾は、条約の発効の日から日本臣の領土から分離することとなるので、これに伴い、朝鮮人及び台湾人は、内地に在住している者を含めてすべて日本の国籍を喪失する。
 - (二) もと朝鮮人又は台湾人であつた者でも、条約の発効前に内地人との婚姻、縁組等の身分行為により内地の戸籍に入籍すべき事由の生じたものは、内地人であつて、条約発効後も何れの手続きを要することなく、引き続き日本の国籍を保有する。
 - (三) もと内地人であつた者でも、条約の発効前に朝鮮人又は台湾人との婚姻、養子縁組等の身分行為により内地の戸籍から除籍せらるべき事由の生じたものは、朝鮮人又は台湾人であつて、条約発効とともに日本の国籍を喪失する。
- なお、右の事については、その者が除かれた戸籍又は除籍

に国籍喪失の記載を要する必要はない。

(四) 条約発効後は、嫁給、婚姻、離婚、離婚等の身分行為によつて直ちに内地人が内地戸籍から朝鮮若しくは台湾の戸籍に入り、又は朝鮮人及び台湾人が右の届出によつて直ちに内地人の戸籍から内地戸籍に入る事ができた従前の取扱は認められたいこととなる。

(五) 条約発効後に、朝鮮人及び台湾人が日本の国籍を取得するには、一般の外国人と同様、もつぱら国籍法の規定による歸化の手続によることを要する。

なお、右歸化の場合、朝鮮人及び台湾人(白)において述べた元内地人を除く。(六)は、国籍法第五條第二号の「日本國民であつた者」及び第六條第四号の「日本の国籍を失つた者」に該当しない。

樺太及び千島も、条約発効とともに日本國の領土から分離されることとなるが、これらの地域に本籍を有する者は条約の発効によつて日本の国籍を喪失しないことは勿論である。

たゞこれらの者は、条約発効後は同地域が日本國の領土外となる結果本籍を有しない者となるので戸籍法による就籍の手続をする必要がある。

第三 北緯二十九度以南の南西諸島、小笠原諸島、硫黄列島及び南鳥島關係

標記の諸島の地域に本籍を有する者は、条約の発効後も日本國籍を喪失するものでないことにより、同地域に引寄せ本籍を有することができるとする。

右諸島のうち、沖繩その他北緯二十九度以南の南西諸島に本籍を有する者の戸籍事務は、条約発効後も従前通り福澤法務局の支

局である沖繩在美大島國領戸籍事務所であり扱われ、また、本島
 原諸島、嶺南列島及び鹿島島に本籍を有する者の戸籍事務につい
 ては、條約発効の日から東京法務局の出張所として小笠原國領戸
 籍事務所が設置され、同事務所において所管扱われることとなる
 (本月十四日附民部甲第四一六号本官通達参照。)